特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	地方税の賦課事務（情報連携）基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
東京都知事は、地方税の賦課事務（情報連携）において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都知事

公表日
令和3年9月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課（情報連携）事務
②事務の概要	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」）」第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して減免決定に必要な特定個人情報を照会し、提供を受ける。 ・提供を受ける特定個人情報は下記の通り。 ①　身体・精神障害者手帳及び障害の程度に関する情報 ②　生活保護実施関係情報
③システムの名称	税務総合支援システム

2. 特定個人情報ファイル名
情報連携事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第1第16号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表2　28の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第21条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	主税局税制部システム管理課
②所属長の役職名	システム管理課長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都主税局税制部システム管理課 163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1　都庁第一本庁舎22階中央 03－5388－2947

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都主税局税制部システム管理課 163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1　都庁第一本庁舎22階中央 03－5388－2947

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人以上　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	Ⅰ5. ②	システム管理課長　北村　周一	システム管理課長	事後	様式変更による変更
令和1年6月19日	Ⅳ	（記載なし）	（全項目について記載）	事後	様式変更による追加
令和2年7月15日	Ⅰ7.	東京都主税局税制部システム管理課 163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1　都庁第一本庁舎19階北側 03－5388－2947	東京都主税局税制部システム管理課 163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1　都庁第一本庁舎22階中央 03－5388－2947	事後	フロア移転による変更
令和2年7月15日	Ⅰ8.	東京都主税局税制部システム管理課 163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1　都庁第一本庁舎19階北側 03－5388－2947	東京都主税局税制部システム管理課 163－8001　東京都新宿区西新宿2－8－1　都庁第一本庁舎22階中央 03－5388－2947	事後	フロア移転による変更
令和3年2月17日	Ⅰ1.	・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」）」第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して減免決定に必要な特定個人情報を照会し、提供を受ける。 ・提供を受ける特定個人情報は下記の通り。 ①　身体・精神障害者手帳及び障害の程度に関する情報 ②　生活保護実施関係情報	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」）」第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して減免決定に必要な特定個人情報を照会し、提供を受ける。 ・提供を受ける特定個人情報は下記の通り。 ①　身体・精神障害者手帳及び障害の程度に関する情報 ②　生活保護実施関係情報	事前	軽微な誤字訂正
令和3年2月17日	Ⅰ3	番号法第19条第7号	・番号法第9条第1項　別表第1第16号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事前	根拠条文の誤りを修正
令和3年2月17日	Ⅰ4. ②	番号法第19条第7号	・番号法第19条第7号、別表2　28の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条	事前	記載要領に従って追記
令和3年2月17日	Ⅰ6.	新規追加	–	事前	軽微な修正
令和3年9月1日	Ⅰ1. ②	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」）」第19条第7号に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して減免決定に必要な特定個人情報を照会し、提供を受ける。 ・提供を受ける特定個人情報は下記の通り。 ①　身体・精神障害者手帳及び障害の程度に関する情報 ②　生活保護実施関係情報	・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」）」第19条第8号に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して減免決定に必要な特定個人情報を照会し、提供を受ける。 ・提供を受ける特定個人情報は下記の通り。 ①　身体・精神障害者手帳及び障害の程度に関する情報 ②　生活保護実施関係情報	事前	法改正による号ずれ対応
令和3年9月1日	Ⅰ4. ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正による号ずれ対応